

【総括質問】

1. 港区平和都市宣言の周知徹底について

「かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人々の心は一つであり、いつまでも変わることはありません。～中略～私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いを込めて港区が平和都市であることを宣言します。」

港区平和都市宣言は特定の思想でもイデオロギーでもない。国連の核兵器禁止条約に見られるように核廃絶は世界の大きな流れだ。今、港区平和都市宣言は光り輝いている。私たちの大先輩は、思想信条は違っていても核廃絶については全会派が一致し、1958年(昭和33年)今から66年前に「平和都市宣言並びに核武装阻止に関する決議」がされている。

1984年(昭和59年)第2回定例会に、区民ら681名の署名が添えられ『港区非核平和都市宣言』を求める請願」が提出され、同年第4回定例会において全会一致で採択されたのが制定への動きだ。

今回、平和都市宣言の掲載を区が発行している冊子から一部を残して削除することが明らかになった。起案文書によると、「港区民世論調査における宣言の認知度は、令和元年度36.2%、令和5年度28.7%と低下しており、基本計画における目標値である認知度65.0%(令和8年度末)達成には程遠い状況にある。については従来の周知方法に加えデジタル技術も活用し、より広くかつ区民一人一人に直接届く周知方法を積極的に進める。」としている。なぜここから130の冊子に掲載されている港区平和都市宣言が40の冊子に減らされるという結論が出るのか。

被爆80周年、港区平和都市宣言40周年を前にした今、港区の歴史に重大な汚点を残すことになる。起案文書を見ると、最終決済は総務部長だ。港区の平和に対する意思を大きく変える、歴史に汚点を残す事態を区民への説明もなく、議会への相談もなく、区長の決済もなく、決めることなどあってはならないことだ。

【質 問】

10月1日付通知「『港区平和都市宣言』の印刷物における周知の見直しについて」は撤回し、従来の周知方法に加え、新たな周知方法を検討すること

【区長答弁】

総務費の審議において、担当課長から、平和都市宣言が、より広く効果的に区民に伝わるよう検討した結果、掲載する刊行物を限定するとともに、並行してデジタル技術などを活用した様々な手段によって、区民に周知する旨、答弁した。

これは、平和都市宣言の認知度が低下している現状に鑑み、従来の方法にとらわれずに、区民に広く、直接届く方法を積極的に進めていく区の姿勢を示したものであり、決して平和都市宣言を軽視しているものではない。

一方で、答弁後、刊行物への掲載ルール変更について、検討期間が短すぎることや、これまでどおり全ての刊行物への掲載を求める旨のご意見を、区議会や区民の皆さんから複数いただいている。

ご意見を踏まえ、刊行物への掲載の在り方については、改めて検討し直すこととした。

来年度実施予定の区民世論調査や、区事業におけるアンケートなど、さまざまな機会を捉えて、平和都市宣言の認知度や宣言を知ったきっかけについて調査し、刊行物掲載による周知の効果を詳しく把握していく。同時に、宣言を刊行物へ掲載するに当たって、刊行物そのものの趣旨が区民に伝わることも考慮しながら、宣言の効果的なデザイン、配置についても研究していく。

様々な検討を尽くした上で、刊行物への掲載の範囲や方法について決定する。

刊行物に加えて、区ホームページやSNS、デジタルサイネージなど、様々な手段を活用し、宣言やその趣旨をより効果的に区民に届けていく。

2. 有権者の投票する権利を保障することについて

投票したくても投票出来ない人をなくす取り組みを急ぐ必要がある。

【質 問】

① 入場整理券は世帯主ではなく有権者一人一人に送付すること

【選挙管理委員会委員長答弁】

選挙管理委員会は、平成 29 年の東京都議会議員選挙以降、世帯単位での入場整理券の発送とし、同封する案内文等の用紙削減による環境負荷の軽減に加え、郵便料金の削減にも寄与している。そのため、現時点では有権者単位での郵送は予定していないが、入場整理券が、お手元がない場合も投票所にて投票でき、投票の権利が保証されていることを周知していく。

【質 問】

② すべての投票所のバリアフリー化を今すぐ実現すること

【選挙管理委員会委員長答弁】

選挙管理委員会は、各投票所の有権者に加え、投票管理者や投票立会人、投票事務従事者等の意見を基に、各投票所内での段差解消スロープや車椅子の設置に加え、投

票用紙記名補助具の導入等、投票所での投票環境の充実にも積極的に取り組んでいる。

さらに、次回の選挙執行からは投票支援カードを導入し、必要なサポート内容を投票事務従事者に伝えやすくするなど、有権者に寄り添い、誰もが投票しやすい環境の提供に努めている。

引き続き、他自治体のバリアフリーの取組などを情報収集し、誰もが投票しやすい環境の提供に努める。

【質 問】

③ 投票所に足を運ばない人のためのオンデマンド投票を積極的に検討すること

【選挙管理委員会委員長答弁】

オンデマンド型の期日前投票を検討している自治体においても、複数の選挙が執行される場合、車内の投票箱の設置等の課題があると聞いている。

また、都市部においては、車両の駐車場の確保などの課題もあると考えている。

引き続き、都市部にふさわしく、投票しやすい投票環境の充実に向け、他自治体の取り組み事例を情報収集しながら、調査研究していく。

【質 問】

④ 特養ホームの入居者や病院に入院している人も投票できるお知らせを入場整理券と一緒に送ること

【選挙管理委員会委員長答弁】

病院等の指定施設で不在者投票が実施できることを分かりやすく記載したお知らせを、入場整理券を送付する際に同封し、制度の周知に努めていく。

【質 問】

⑤ 特養ホームや病院などで投票ができるポスターを目立ったところに掲示してもらうように依頼すること。投票管理者への報酬を引き上げること

【選挙管理委員会委員長答弁】

病院等の指定施設内に当該施設が不在者投票可能施設であること等を施設内の掲示板等に掲示していただけるようお願いしていく。

また、不在者投票に関する経費の額については国から提示されていることから、現時点では経費の額の引上げは予定していないが、指定施設の説明会等の機会を通じて制度等についての意見を丁寧に伺っていく。

【質 問】

⑥ 元赤坂1.2丁目、北青山1丁目の有権者のために青山中学校を投票所にすること

【選挙管理委員会委員長答弁】

投票区域の設定につきましては、有権者数、地理的な条件、区民要望などを踏まえ、総合的な観点から、区内の41投票区域に投票所が設置されている。

各投票区域の有権者数の推移や地理的な条件など、様々な観点から区内の投票区域の変更や見直しの必要性が生じた場合には、青山中学校をはじめとした区有施設を投票所の候補としていく。

また、「投票済み証」を期日前投票の際も配布し、投票への意識向上につなげてはどうか？要望しておく。

3.『広報みなと』の発行を昨年度並みの月3回に戻すことについて

区民に親しまれ、愛読されている『広報みなと』が今年2024年4月号から、月2回の発行になりました。2023年に行った調査結果でも70歳台以上の方は区の情報は「広報みなと」から取得しているが最も多く、50代から60代の方は50～60%、20～30代の方でも25%ほどが「広報みなと」から情報を得ています。申し込みが必要な情報は、タイムリーに提供されるべきであり、誰一人取り残さない区政の実現のためには

【質 問】

「広報みなと」の発行を月3回に戻すこと。

【区長答弁】

区は、令和3年度に区民の区政情報取得に関する動向調査を実施し、年代ごとの情報取得手段の傾向やニーズを把握した上で、広報みなとの発行頻度の在り方など、効果的な情報発信について検討を進めてきた。

多くの年代において、ホームページなどのデジタル媒体から情報の取得を希望する区民ニーズを背景に、広報みなとは月2回発行に変更したが、これまで同様、時期を逸せず必要な情報を提供できるよう、掲載量に応じてページ数を増やすなど、工夫して対応している。

現在の月2回発行は、区民ニーズに即した効果的なものとして継続する予定だが、引き続き、情報の受け手の視点に立ち、多様な手段で区政情報を発信していく。

4 区民避難所用のダンボールベッドを区内に備蓄することについて

「段ボール製品は湿気に弱く、保管の際湿気対策が必要。保管スペースも必要」との回答だったが、福祉避難所ではできることが区民避難所でできないわけではない。現在協定を結んでいる事業所は、埼玉県川口市・横浜市・静岡県藤枝市と遠く、災害時に運ぶことのほうが非現実的であり非合理的だ。何カ所にも分けて区内に備蓄することが、効果的であり災害時の安心にもつながる。

【質 問】

区民避難所用ダンボールベッドを区役所本庁舎内や各地区総合支所内も含め、区内に分散して備蓄すること

【区長答弁】

区では、区民避難所用として湿気にも強く、多くのスペースを取らない簡易折り畳みベッドを428台備蓄している。

段ボール製品に関しては、湿気やカビに弱く、耐久性が弱まった場合には、安全面で課題があるほか、各避難所に配備する場合には、膨大な保管スペースが必要になり、他区においても同様の理由で備蓄が難しいと聞いている。また、避難所で組み立てを行う地域防災協議会からは、時間や手間がかかるといった課題も挙げられている。

今後、こうした課題の解決に向け、検討を進めるとともに、段ボールベッドを区内で備蓄する方法について調査研究していく。

5 施設予約システムのペナルティについて

昨年2023年10月から、港区内施設の予約システムが変更されました。以前のように予約後料金を先払いで納める必要がなくなったことについては、手間が省けたという声もある一方で、ペナルティについては次の予約が取れなくなってしまうので困っているとの声が多く聞かれます。特にいきいきプラザなどは、当日の体調不良などで急なキャンセルもありえる。

【質 問】

利用者からの意見、施設の運営側の意見、双方をよく聞いてペナルティの在り方について検証を進めること

【区長答弁】

区では、施設利用に当たって適正な予約や早期のキャンセルを促し、より多くの方に施設をご利用いただけるよう、令和5年10月の施設予約システムの更新に合わせて、事前に支払われた使用料に対する「還付金の減額または不還付」から「新規予約の制限」に変更した上で、直前又は無断キャンセル時における対応をとっている。

運用の変更から約1年が経過したため、キャンセルが多い施設、団体の傾向など、利用実態の把握に努めるとともに、その結果を踏まえ、他区の状況等も調査研究しながら、今後の運用の見直しについて検討するなど、施設の利用改善に取り組んでいく。

6 要介護者が必要な介護を受けられる環境を整備することについて

介護度が高くなると在宅での介護が難しくなります。区内特別養護老人ホームに申し

込んでいる方は今年度前期分で368名、そのうち9月末までに116名の入所です。10月からの後期分の申し込みは415人でしたが、そのうちベルに入所していた方が47人含まれます。ベルの廃止に伴い区外に移った方が港区に戻ることを希望されたのだ。民説民営のベルの突然の廃止により受け入れ枠が減り、区としても計画が見込み違いになっている。

【質 問】

区民の「必要な介護要求」に応えるためには、ベルの閉鎖で減らしてしまった特養の室数を増やす必要がある。様々な対応を考えるのはもちろん、旧麻布保育園跡地、厚生労働省白金台分室、旧裁判所住宅、南青山一丁目都営住宅・児童遊園跡地などを視野に、土地の確保も含め特養の建設に早急に動き出すこと

【区長答弁】

区では、特別養護老人ホームの計画的な整備を進めてきたが、本年6月末のベルの廃止や要介護者の増加などを受けて、更なる施設整備が必要であると認識している。

今後、用地の積極的な取得のほか、これまでにない整備手法など、あらゆる可能性を視野に入れた検討を加速させ、特別養護老人ホームの整備に取り組んでいく。

7 エンディングサポート事業を区として実施することについて

身近に頼れる家族や親族がいない高齢者が増えている。自分がなくなった後の埋葬の事、家財道具の片付けなどどうなるのか心配との声を聴くことが増えている。

名古屋市ではあらかじめ預託金を預かり利用者が亡くなったときに葬儀、納骨および家財道具の処分、行政官公庁への届け出などを行う事業を社会福祉協議会に委託している。死後の事だけでなく、定期訪問のほか、月1回の電話による安否確認、入退院の付き添いなども行う。松阪市もほぼ同様のサポートを実施している。エンディングサポート事業は全国に広がっている。ゆりかごから墓場まで責任をもって支援するのが港区の役割だ。

【質 問】

名古屋市や松阪市の制度は多くの区民に歓迎されると思う。港区でも早急に実施すべきだ。

【区長答弁】

現在、港区社会福祉協議会とともに、エンディングノートなど、終活情報の登録、入院時や施設入所時の保証機能、死亡時の葬儀、納骨、埋葬、遺品整理などに要する手続の支援など、いわゆる「終活」全般にわたる検討を開始している。

今後、名古屋市や松阪市などの先行事例も参考に、社会福祉協議会の体制の構築、公証役場や葬祭事業者との調整、司法書士など死後事務に関わる専門職との連携、対象者の設定や費用負担の在り方など、多岐にわたる課題を整理し、区民の終活を支援する制度の構築に向けた具体的な検討を加速していく。

8 マンション等(個人宅を含む)宅配ボックスの設置費の助成について

今年の予算委員会で質問した。

宅配業者のオーバーワークが社会問題になっている。玄関前の置き配は、災害時の避難の妨げになると禁止しているところが多い。そこで必要になるのが宅配ボックスです。港区マンション管理適正化推進計画で、「宅配ボックスの設置など、新たな生活様式への対応」を検討するとしている。

【質 問】

すでに区民向け住宅では宅配ボックスの設置が進んでいることが明らかになったから、民間マンションの設置費用も助成すべきだ。

【区長答弁】

区は、マンション管理適正化推進計画において、区民の多様なニーズに対応する機能・価値向上への支援として、マンション共用部を対象に宅配ボックスの設置など、新たな助成制度を検討することとしている。

現在、国や東京都、他区の事例を収集するとともに、制度創設に向けた課題などについて整理している。

9 町会等の掲示板設置費用の助成の拡大について

担当部署に頑張っていたいただき町会の掲示板が区道に設置できるようになり、大変喜ばれている。調べていただいたところ、従来から区道に設置された町会等の掲示板が47基あるとの事で、警察への道路使用許可が必要になる。

【質 問】

町会の負担がかからないように区が中心になって対応すべきです。

【区長答弁】

区は町会掲示板について、本年4月から区道上に設置できるように道路占用許可基準を見直した。

設置に当たり、区への道路占用許可申請と併せ、警察宛ての道路使用許可申請も必要なため、区の窓口で警察の書類も説明するとともに、区が調査した掲示板の資料を警察宛ての申請書に活用してもらうなど、書類作成を支援している。また、区は、警察と協議し、町会が警察に納付する申請手数料を免除にすることで費用の負担がないようにしている。

町会掲示板とはいえ、大半が港区などのお知らせだ。古くなった掲示板などこれから建て替えが増えてくると思う。最近の掲示板はかなり立派で高額だ。

【質 問】

補助金の増額を検討すべきだ。

【区長答弁】

区では町会・自治会等掲示板設置等補助制度を設け、掲示板の建替え費用の2分の1以内で10万円を上限として、経費を助成しており、令和2年度に新設・建替えに係る助成金額の上限を5万円から10万円に拡充した。

昨年度までの交付実績では、10万円以内に収まっているケースが大半ではあるが、上限を超え、町会・自治会に超過分の負担が発生したケースもある。

今後、物価の上昇などの影響や直近の申請実績などを考慮し、適切な補助制度となるよう、調査・研究を進めていく。

10 神宮外苑再開発の説明会を再度開催するよう要請することについて

9月28日に神宮外苑の説明会が行われた。事業者は新宿区、港区から要請があったから、区民・在勤者を対象に開いたと言っている。

港区が要請したのは、「参加対象者や開催時間を限定しないような運営を」(2023年2月20日)、「広く一般に開かれた説明会の開催」(2024年7月31日)を求めており、区民に限定する説明会など求めている。

説明会は2時間で、約1時間の説明後に質議が行われたが、質問に真摯に向き合った答えではない。質問したいと初めから挙手しているのに、打ち切ってしまうひどい運営だ。住民に理解してもらおうという姿勢は全く感じられない。

【質 問】

港区の要請と違う説明会ですから、早急に、「誰もが参加できる説明会の開催を」再度要請すべきだ

【区長答弁】

区は、事業者に対し、説明会の場に出された意見や要望に、真摯に耳を傾け、可能な限り事業計画に反映するとともに、区に対し寄せられた意見についても事業者に伝え、対応を検討するように求めている。

説明会については、今後も、状況に応じて求めていく。

11 私立学校等に通う児童・生徒の保護者に区立小中学校の給食費相当額を助成することについて

教育費の質疑の中で私立学校等に通う児童・生徒の保護者に区立小中学校で区が負担している分相当額を支給しないということについて、合理的な理由がないことが明らかになった。

【質 問】

私立学校等に通う児童・生徒の保護者に給食費相当分を支給すること

【区長答弁】

教育委員会では、教育にかかる保護者の負担を継続的に軽減することを目的に、学校設置者として、区立小・中学校給食費を不徴収にしている。

私立小・中学校の児童・生徒の保護者への支援については、子どもへの総合的な支援の在り方を検討する中で、慎重に判断していく。

【再質問】

1 港区平和都市宣言の周知徹底について

【質問】

10月1日付通知「『港区平和都市宣言』の印刷物における周知の見直しについて」の撤回を求めたが、それに関する答弁がなかったため、再度答弁を求める。

【区長答弁】

10月1日付通知については、改めてその取扱いに関する通知を発出する。

2 神宮外苑再開発説明会を再度開催するよう区として要請することについて

【質問】

説明会の開催回数はまだまだ足りない。

状況を見て説明会の開催を要請するとの答弁だが、ぜひ要請をお願いしたく、再度答弁を求める。

【区長答弁】

説明会については、今後も状況に応じて実施を求めていく。